

★田舎暮らし住宅活用奨励金を活用される方へ！

⑤揖斐川町田舎暮らし住宅活用奨励金

1. 概要

揖斐川町における空き家の有効活用と地域経済の活性化に資することを目的として、町内に所在する空き家の改修等を行う場合に、その経費の一部を助成することにより、揖斐川町における移住定住を促進するものである。

制度内容

◎空き家バンクに登録されている物件に3年以上居住することを前提として購入又は賃貸した者が、改修及びハウスクリーニングを行った際の費用の一部を助成

奨励金の額

①基本奨励金：改修等に要する経費の1/2以内の額（上限：20万円）

②町内改修業者：上記①の基本奨励金をプラス（上限：10万円）

* 上記の改修等に要する経費は、交付対象事業（改修等）の合計額が1万円を超えるもの

③ハウスクリーニング経費：家屋の清掃等に要する経費の1/2以内の額（上限：5万円）

* 上記のハウスクリーニングに要する経費は、交付対象事業（ハウスクリーニング）の合計額が5千円を超えるもの

2. 詳細内容

○交付対象者 空き家バンク登録物件を居住用に購入又は賃貸して改修等を行い、次の要件を満たす者

(1)平成24年4月1日以降に、町内の空き家を3年以上居住することを前提(＝住民登録必須)として購入又は賃貸した者

※改修等を行う交付対象者としては、空き家利用者又は空き家所有者とし、自らの負担で空き家の改修等を行うものとする

※購入又は賃貸後、居住が3年を満たさない場合(当該空き家を売り払い又は退去した場合)は対象外とし、奨励金の返還

※対象者が二地域居住や別荘としての利用の場合は認めないものとする

(2)上記(1)により空き家を購入又は賃貸した後、1年以内に空き家の改修等を行うこと

(3)空き家を自己の居住用以外の目的に使用、転貸、使用権を譲渡しないこと

(4)町税等及びこれに準ずる納付金の滞納のない者

(5)この交付金に係る改修等に関して国、県又は町の制度による他の助成制度を受けていないこと

○交付対象となる住宅：揖斐川町内に所在する空き家住宅【＝田舎暮らし住宅という】

※なお、町営住宅、社宅、寮、公務員住宅は対象外とする

○交付対象となる改修等：

・交付の対象となる空き家の改修等は、町長の承認を得て着手したものであって、修繕、補修、改修、改築、増築、模様替え、設備改善等、住宅の機能向上及び居住性の安定を図るために行うものとする。

該当する改修等の内容については次のとおり

※主な改修等の例

… 台所、浴室、便所、洗面所等の改修及びこれらに附属する設備等備品の購入による設備改善・内装、屋根、外壁等の改修・家財道具等の整理、運搬、廃棄等、屋内及び屋外の清掃

※交付対象外の改修等の例

… 車庫の改修、門・塀の改修等の外構工事・公共水道への接続に伴う使用者加入負担金及び公共下水道への接続に伴う受益者負担金

★詳細内容★(前頁につづき)

○交付対象区分及び奨励金額 : 交付対象区分及び奨励金額は次のとおりとする。

①基本奨励金 : 改修等経費(交付対象事業に要する経費)の1/2以内の額【上限:200,000円】

※なお、当該改修等経費に要する経費は10,000円以上とし、改修等経費の1/2以内の額が200,000円を超える場合は、200,000円とする。

②町内業者改修 : 揖斐川町内の建設業者が改修等した場合【①の基本奨励金に同額(上限:100,000円)を加算】

③ハウスクリーニング経費 : 清掃費の1/2以内の額【上限:50,000円】

※なお、当該ハウスクリーニングに要する経費は5,000円以上とし、清掃費の1/2以内の額が50,000円を超える場合は、50,000円とする。

(算定例①:改修等経費が100,000円の場合)

◎ケースⅠ : 町内の建設業者が改修等を行った場合

【ハウスクリーニング無しの場合】

⇒100,000円×1/2以内=50,000円(①基本奨励金)
50,000円(②加算額)
50,000円(①基本奨励金)+50,000円(②加算額)
のトータル100,000円となる。

◎ケースⅡ : 町外の建設業者が改修等を行った場合

【ハウスクリーニング無しの場合】

⇒100,000円×1/2以内=50,000円(①基本奨励金)
のみである。

※奨励金額が上限の場合における改修等に要する経費は、
400,000円を超える金額となる。

(算定例②:改修等経費が500,000円とハウスクリーニング経費50,000円の場合)

◎ケースⅠ : 町内の建設業者が改修等を行った場合

【ハウスクリーニング有りの場合】

⇒500,000円×1/2以内≤200,000円(①基本奨励金)
100,000円(②加算額=限度額)
50,000円×1/2以内=25,000円(③ハウスクリーニング経費)
200,000円(①基本奨励金)+100,000円(②加算額)
+25,000円(③ハウスクリーニング経費)
のトータル325,000円となる。

◎ケースⅡ : 町外の建設業者が改修等を行った場合

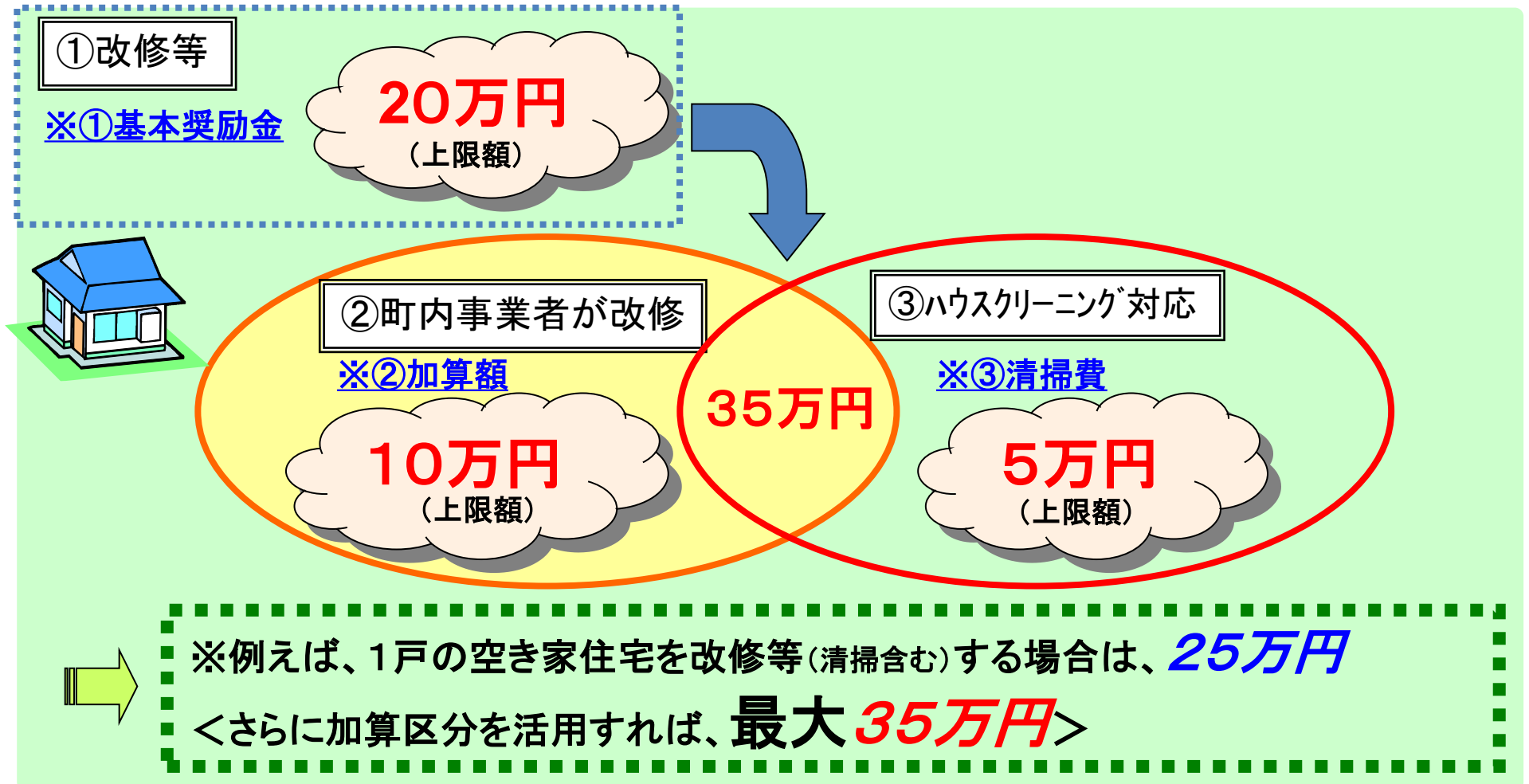
【ハウスクリーニング有りの場合】

⇒500,000円×1/2以内≤200,000円(①基本奨励金)
50,000円×1/2以内=25,000円(③ハウスクリーニング経費)
100,000円(①基本奨励金)+25,000円(③ハウスクリーニング経費)
のトータル225,000円となる。

※奨励金額が上限の場合におけるハウスクリーニング経費は、
100,000円を超える金額となる。

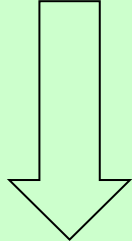
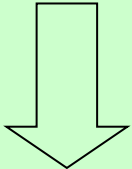
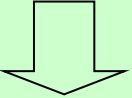
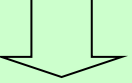
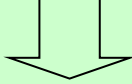
「田舎暮らし住宅活用奨励金制度」における交付対象区分イメージ

- ①: 当該空き家を改修等した場合(町内事業者及び町外事業者)
- ②: 揖斐川町内の建設業を営む者が改修等した場合
- ③: ハウスクリーニング(屋外及び屋内の清掃)をした場合



3. 交付手続等

○奨励金交付手続等の流れは次のとおりである。

- ①奨励金の交付申請：町内に存する一戸建て住宅である田舎暮らし住宅(空き家)「交付対象住宅」を居住用に購入又は賃貸して改修等を行う場合に、交付申請書(様式第1号)を申請者(所有者又は入居者、入居予定者を含む)から町へ提出(申請)する。
=※1 改修等交付対象事業を着手する前の交付申請となる。
- 
- ②奨励金の交付決定：当該申請書を受付・内容を審査後、奨励金交付決定を行い町から申請者へ交付決定通知書を通ずる。
=※1 奨励金交付決定通知書を受け取ってから工事を着手する。
=※2 交付決定後、交付対象事業を中止し又は内容を変更するときは、「中止届」又は「変更承認申請書」を提出し、承認を受ける。
- 
- ③奨励金の実績報告：交付決定通知書受理後、当該交付対象事業が完了したときは、実績報告書(様式第10号)を申請者から町へ提出する。
- 
- ④奨励金の額確定：受付・審査(交付決定内容確認)後、奨励金交付額確定通知書を町から交付決定者へ通知する。
- 
- ⑤奨励金の交付請求：確定通知書受理後、奨励金交付請求書(様式第12号)を交付額確定者から町へ提出(請求)する。
- 
- ⑥奨励金の支払い：請求書受理後、奨励金を指定の口座へ入金する。